令和７年度　第１回安城市自立支援協議会　議事録要旨

日時	令和７年７月３日（木）　午後１時３０分から３時まで	
場所	安城市役所本庁舎３階　第１０会議室	
出席者	委員	神谷明文委員長、神谷京三郎副委員長、飯島徳哲委員、平河太郎委員、池田真悟委員、大久保みどり委員、都築光男委員、稲垣秀夫委員、釜口紀子委員、小川正人委員、太田崇委員、牧原信介委員、近藤尚樹委員、山北佑介委員、本多純代委員、佐野岸子委員、藤田千恵子委員
	事務局	ふれあいサービスセンター（所長、障がい支援係長）
	庶務	福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、障害福祉課課長補佐兼障害福祉係長、障害福祉課課長補佐兼障害給付係長、障害給付係担当
	欠席者	岡本雅彦委員、新美萌子委員、大見満宏委員、原恵美子委員、薮内敏彦委員、
次第	１　神谷委員長あいさつ ２　副委員長の指名 ３　議題 （１）安城市自立支援協議会について （２）第５次安城市障害者計画における進捗状況について （３）令和７年度共生のまち部会及び各グループの課題と取組みについて （４）障害者差別解消法に係る市の取組みについて （５）障害者虐待防止に係る市の取組みについて （６）安城市強度行動障害者事業費助成金の対象となる障害者について ４　連絡事項 （１）　令和７年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて （２）　令和７年度の安城市障害者福祉計画策定委員会について	

（典礼）

皆さんこんにちは。本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和７年度第１回安城市自立支援協議会を開催します。私は本日、この会の進行を務めさせていただきます、安城市障害福祉課長の平岩でございます。

それでは、ここからは着座にて失礼します。まず、委員の所属先等での異動に伴い、３名の委員が交代となられました。令和７年６月１日付けで、前委員の残任期間を任期として、本協議会委員の委嘱状を交付させていただきました。本来であれば市長から交付するべきものですが、時間の都合もございますので、事前に郵送でお渡しさせていただ

きました。これをもちまして委嘱状の交付に代えさせていただきます。

ここで、新委員をご紹介させていただきます。役職とお名前を読み上げましたら、お手数ですがその場でご起立願います。

安城市町内会長連絡協議会副会長神谷京三郎様。稲垣守様と交代されました。

続きまして、本日はあいにくご欠席ですが、愛知県衣浦東部保健所健康支援課こころの健康推進グループ主査新美萌子様。後藤恵子様と交代されました。

最後に、安城市民生委員・児童委員協議会障害福祉部会部会長都築光男様。都築雅子様と交代されました。どうぞよろしくお願いいたします。新委員のみなさま、ご着席ください。

最初に、いくつか確認とご案内をさせていただきます。まず、本日の資料の確認です。事前にホチキス止めした資料と委員名簿を送らせていただいておりますが、お手元にございますか。また、机上にはカラー印刷の「安城市障害者福祉計画の概要版」を置かせていただきました。

次に、本日の会議につきましては、公開にて実施し、議事録についても後日、市公式ウェブサイトで公開させていただきますので、あらかじめご承知おきください。ただし、議題６のみ非公開とさせていただきます。また、傍聴人におかれましても、議題６に入る前に退席をお願いします。あらかじめご了承ください。また、委員の中には聴覚障害のある方がお見えですので、手話通訳者が同席しております。通訳を行うため、発言する際はお名前を名乗る時から、できるだけゆっくりはっきりと、また、必ずマイクを使ってご発言いただきますようお願いします。なお、名簿の下に欄があります「西三河南部西圏域地域アドバイザー」につきましては、現在不在となっております。愛知県がこのアドバイザーの委託先を探しているところでございますので、ご承知ください。

（典礼）

それでは、ただ今より、令和７年度第１回安城市自立支援協議会を始めます。まず始めに、神谷委員長からご挨拶をお願いいたします。

１　神谷委員長あいさつ

（神谷委員長）

皆様、本日はお忙しい中、自立支援協議会にご参加いただき、誠にありがとうございます。障害者問題について、私達はどういう問題なのかが分かっていますが、一般の方にとってはそうではなく、障害者の人に接する機会があると過剰な反応をしたり、健常者の方にはそのような態度はとらないだろうと思われるような対応をしたりすることがあります。残念ながらまだこういったことがありますので、これからも啓蒙活動を続けていかなければならないと思っています。安城市自立支援協議会は、１０のグループで構成する共生のまち部会が障害福祉の様々な地域課題の解決に向けて取り組んでいるこ

とに特色があります。他には、障害者計画の概要版の冊子を１ページめくると、安城市障害者計画、安城市障害福祉計画、安城市障害児福祉計画と３つ名前が載っています。どうして安城市は計画を１つにまとめないのだろうと疑問に思うかもしれませんが、３つの法律がありそれぞれ計画をたてなければならないのです。このように区別してご理解いただきますようよろしくお願いいたします。本日も活発な議論を期待しております。

（典礼）
ありがとうございました。続きまして、次第２の副委員長の選出に移ります。

２　副委員長の指名

（典礼）
続きまして、次第２の副委員長の選出に移ります。
昨年度に副委員長を務めていただいた稲垣守委員がこのたび退任されたことに伴い、改めて副委員長を選出する必要があります。選出につきましては、安城市自立支援協議会設置要綱第４条第２項の規定により、委員長から副委員長の指名をお願いしたいと思います。

（神谷委員長）
副委員長として、安城市町内会長連絡協議会副会長の神谷京三郎委員を指名します。

（典礼）
委員長の指名により、安城市町内会長連絡協議会副会長の神谷京三郎委員に副委員長をお願いしたいと思いますので、神谷様、副委員長席へお願いします。
神谷京三郎副委員長、よろしくお願いいたします。
皆様におかれましては、お手数ですが、安城市自立支援協議会委員名簿の用紙をご覧いただき、神谷京三郎委員の「役職」欄に「副委員長」と記入をお願いします。
それでは、議題に入らせていただきます。議事の取り回しにつきましては、安城市自立支援協議会設置要綱第４条第３項の規定により、神谷委員長にお願いします。

３　議題

（１）「安城市自立支援協議会について」
（神谷委員長）
それでは、議題（１）「安城市自立支援協議会について」事務局より説明をお願いします。

[障害福祉課障害給付係汐満課長補佐が資料に基づき説明]

（神谷委員長）
説明が終わりました。ただ今の説明について、何かご意見などがありましたらご発言願います。ご意見がないようですので、次の議題に移ります。

（2）第５次安城市障害者計画における進捗状況について
（神谷委員長）
議題２「第５次安城市障害者計画における進捗状況について」説明をお願いします。

[障害福祉課障害福祉係谷本課長補佐が資料に基づき説明]

（神谷委員長）
説明が終わりました。ただ今の説明について、何かご意見などがありましたらご発言願います。今年は４年経ったということで、２年残っていますので、今後も進めていただくことになるかと思います。ご意見がないようですので、次の議題に移ります。

（3）議題３「令和７年度共生のまち部会及び各グループの課題と取組みについて」
（神谷委員長）
議題３「令和７年度共生のまち部会及び各グループの課題と取組みについて」説明をお願いします。

[太田委員、牧原委員が資料に基づき説明]

（神谷委員長）
説明が終わりました。いけあグループというのは医療的ケアの略ですね。

（太田委員）
はい。ひらがなで書いてありますので大変分かりにくいですが、医療的ケア児を支えるためのグループです。

（神谷委員長）
分かりました。私から１つ質問させていただきます。資料の２６ページに「半田市が力を入れて取り組んできたこと」とありますが、簡単に言うとどういったことでしょうか。

（山北委員）
きょてんグループにも関わらせていただいておりますので、発言させていただきます。厚生労働省が出している地域生活支援拠点等の好事例集で、愛知県で唯一半田市が載っていました。具体的にどのようなところに力を入れているのかと言いますと、安城市より人口規模が小さい市のため障害福祉サービスがそこまで豊富ではないなか、障害福祉で緊急対応が賄えない部分を高齢福祉の事業所と連携して受け入れを行っているところです。それ以外にも体験の機会等に先進的に取り組まれているそうです。自立支援協議会の運営につきましても、そことうまく連携しているといった話を事前に伺っています。そのあたりを、実際に実践している方にお話を聞けたらと考えております。

（神谷委員長）
大変勉強になりました。ありがとうございます。他に何かご意見などがありましたらご発言願います。ご意見がないようですので、次の議題に移ります。

（４）議題４「障害者差別解消法に係る市の取組みについて」及び議題５「障害者虐待防止に係る市の取組みについて」
（神谷委員長）
議題４「障害者差別解消法に係る市の取組みについて」及び議題５「障害者虐待防止に係る市の取組みについて」は、合わせて説明をお願いします。

［障害福祉課障害福祉係谷本課長補佐が資料に基づき説明］

（神谷委員長）
説明が終わりました。ただ今の説明について何かご意見などがありましたらご発言願います。

（飯島委員）
矢作川病院の精神科医の飯島と申します。資料２９ページ、不当な差別的取扱いの欄に「精神障害者で、薬の服薬を理由に会社から車の運転を禁止された」とあります。これは、不当な差別的取扱いとして認定されたということでしょうか。

（谷本補佐）
差別解消法の一覧については、相談があった際の内容を分類しており、市が認定をしているわけではありません。内容を聞き取り、相手がいる場合は事実確認を行い、状況によっては差別的な取扱いになりますということや合理的配慮の不提供になりますということを伝え、パンフレットをお持ちして、啓発をさせていただきます。

（飯島委員）
これは難しい問題で、精神薬の学会でも議題に挙げられます。企業からも運転させて良いですかというお伺いが来るのですが、薬の中には車の運転を禁止するようなものもあります。特に多いのが睡眠薬や向精神薬、抗うつ薬、てんかんのお薬で、その中にはかなりの量の、車の運転を禁止するとうたっている薬剤があります。運転をさせて良いか聞かれると、医者としては禁止に〇をつけざるを得なくなります。そのため、もう少し細かく見ていただいて車の運転を禁止する薬剤を飲んでいるのか、いないのかを確認していただきたいと思います。よく運転禁止の薬剤を飲んでいない方に禁止する会社がありまして、このケースについては私達も運転させてあげてくださいということで〇をつけます。運転禁止の薬剤を使用せざるを得ない状況ではどうしても会社から禁止することになってしまうため、不当な差別的取扱いにはなりません。逆に、禁止していない薬を使っている方に運転の禁止する場合は不当な差別的取扱いになりますので、そのすみ分けをしていただけると良いかと思います。

（神谷委員長）
全くその通りですね。一般的に薬を飲んでいると言うと心配して運転を禁止するということもあるかもしれませんが、結局医師に聞いていただくしかないのでしょうか。

（谷本補佐）
そうですね。まず説明をさせていただきますと、こちらの資料は相談の種類となっておりますので、あくまで障害福祉課が内容を見て振りわけただけのものです。記載が不十分で申し訳ありません。また内容につきましては、相談者だけでなく相手方にもどういった状況でそのような対応をしたのか聞き取りを十分に行い、委員の方がおっしゃったように、運転禁止のものは運転を禁止しなければならないということを伝えていきたいと思います。

（神谷委員）
他に質問がある方はいらっしゃいますか。

（稲垣委員）
２９ページの合理的配慮の欄に、車いす利用者が市内巡回バスで不適切な対応をされたという内容がありますが、これはもしかしたら電動車いすだった等、車いすの種類によってこうなってしまったということでしょうか。

（谷本補佐）
車いすの種類に関しては、他の職員が対応したため申し訳ありませんが私には分かりかねます。この件は直接窓口で、車いすであんくるバスを利用する方に話を聞きましたので、その場であんくるバスを所管する都市計画課の担当者を呼び、どの路線でそういったことがあったのか聞き取りました。その後都市計画課からそのバスの事業者に指導をするという回答がありました。また、事業者が集まる会議で都市計画課の方から車いすの利用者に対しての配慮をしていただくように説明をしています。

（稲垣委員）
私もよくあんくるバスを利用しますが、すでに車いすの人が乗っているため乗車できませんということはありましたが、それ以外ではスロープを出してもらえないということはありません。固定金具につきましては、運転手によってしっかり付ける人と付けずにブレーキだけかけておくように言う人と対応がバラバラだと感じることは多いです。時間を守らなければならないために、どうしてもそこを省いてしまうのだと思います。
また車いすは乗り継ぎの際にスロープを出したり固定をしたりして、時間がとてもかかってしまいます。人によっては７、８分かかってしまう場合もあります。そのため、次の乗り継ぎに間に合わないということが起きます。他のお客さんにも乗り継ぎができないと言われる時もあります。難しいとは思いますが、あんくるバスの固定の問題や、乗り継ぎのための時間を長くしていただけたら嬉しいです。

（神谷委員長）
ありがとうございます。その要望は管轄の課に伝えていただければと思います。

（谷本補佐）
都市計画課で乗り継ぎの時間を見直すタイミングがあると思いますので、障害福祉課から、色々な方の乗り継ぎがスムーズにできるように時刻表を考えるよう伝えておきます。

（神谷委員長）
他に質問がある方はいらっしゃいますか。

（近藤委員）
私もバスについてお話しします。今のバスは乗る仕組みが悪い気がします。他のところのバスの中には、床面がそのままスロープになるものがあるため、すぐに降りたり乗ったりできます。しかし、あんくるバスの場合は固定具からスロープを外して取り出し、それを床につけてもらうことになります。そこから乗り込むまでに最低１０分程はかかってしまい、バスの後ろに車が１０台ほど並んでいます。そのため、バスの仕組みを見直していただく必要があるのではないかと思います。

（谷本補佐）
バス自体も見直す時期があると思いますので、障害福祉課から都市計画課にいただいたご意見を伝えさせていただきます。

（神谷委員長）
他に何かある方はいらっしゃいますか。

（都築委員）
民生委員の都築です。毎年障害福祉課の方から民生委員の学習会で、障害福祉に関する情報をいただきありがたいなと思っています。先日私が所属する桜井地区の民生委員の中で話題になったのが、障害福祉課から色々な情報をいただきますが、結局市は民生委員に何を期待してお話をしていただいているのか分からないということです。障害者については、民生委員は災害時に要支援者の方のみ知らされていて、それ以外の障害者の方については積極的に知らされていないという状況です。そのため、地域で見守りをする立場でどのようなことをすれば良いのか分かりません。１２月は改選期なので、新しく民生委員になる方々にお話をされる際には、民生委員にどのようなことを求めて説明をするのか教えていただけますと、目的を質問されることはないかと思いますので、よろしくお願いします。

（神谷委員長）
今のご意見に関しては、民生委員が何をなすべきかというのは漠然としているため、なかなか難しいところだと思います。日常的な相談や見守り、災害時の避難誘導がまず

挙がりますが、もっとそれを超えた地域の住民としての関わりというのもありそうな気がいたします。

(都築委員)
　今日の桜井地区の集まりでも、私が昨日丁度ぬくもりワークスに行って今の自分の疑問を伺いましたので、その話をしました。その時いただいた回答が、障害のある方々は基本的にどこかの事業所に通っているため、何かあった際に民生委員に直接相談をすることはないかと思いますが、周りのご家族や近所の方々に障害者についての理解を深めるよう努力していただけるとありがたいということでした。そのため、桜井地区の集まりでも我々が障害者への理解を深め、地域の方に対して、障害者に差別的な対応をすることがないように広めてほしいという話をしました。

(神谷委員長)
　それで十分だと思います。民生委員だけで解決できない場合は社協だったり、市役所に繋げてください。他にご質問、ご意見がありましたらお願いします。ご意見がないようですので、次の議題に移ります。

(6)「安城市強度行動障害者事業費助成金の対象となる障害者について」

<非公開のため内容は省略、議題については承認>

(神谷委員長)
　ありがとうございました。以上を持ちましてすべての議題を終了します。議事の進行につきまして、ご協力をいただき、大変ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

4　連絡事項

(典礼)
　ありがとうございました。続きまして連絡事項に移りたいと思います。
「令和7年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて」説明します。

[障害福祉課障害給付係丸毛が説明]

(典礼)
　続いて、「令和7年度の安城市障害者福祉計画策定委員会について」説明します。

[障害福祉課障害福祉係谷本補佐が説明]

5　閉　会

(典礼)
　最後に閉会にあたり、安城市福祉部長から、お礼のあいさつを申し上げます。

（福祉部長）
　福祉部長の近藤でございます。本日はご多忙の中、またとても暑い中自立支援協議会にご出席いただきまして、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。先ほど共生のまち部会と各グループの課題と取り組みについて報告をしていただきました。日ごろから精力的に障害福祉の課題に取り組んでいただきまして、感謝申し上げます。今年度、来年度と２年かけまして、次の計画を策定していくことになります。障害のある人達が安心して生活できるよう、皆様とともに作り上げていきたいと存じますので、それぞれのお立場からお力添えを引き続きよろしくお願いいたします。

（典礼）
　以上で令和７年度第１回安城市自立支援協議会を終了いたします。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。